

平成30年 6月14日

長与町議会  
議長 内村 博法

## 研修報告書

長与町議会議員研修要綱第7条の2の規定により、次のとおり公表します。

- 1.研修名（主催者） 平成30年度町村議会議長・副議長研修会  
主催：全国町村議会議長会  
《研修テーマ・講師》
  - ①第1部「町村議会議員の議員報酬等のあり方 中間報告（全国町村議会議長会）」  
第2部「町村議会のあり方に関する研究会報告書（総務省）」  
講師：山梨学院大学大学院研究科長・法学部教授 江藤 俊昭氏
  - ②町村議会特別表彰「議会の権能の使い道と議会の立ち位置の有効活用  
～小さな町議会の小さな挑戦」  
講師：長崎県小値賀町議会議長 立石 隆教氏
  - ③町村議会特別表彰「住民に向き合った議会運営と広報紙づくりを実践」  
講師：福岡県大刀洗町議会議長 山内 剛氏
  - ④町村議会特別表彰「議会活性化への取り組み  
～住民から期待される議会を目指して～  
講師：徳島県那賀町議会議長 古野 司氏  
徳島県那賀町議会 議会改革調査特別委員会委員長 柏木 岳氏

- 2.研修日時 平成30年5月28日
- 3.研修先 東京都千代田区 東京国際フォーラム
- 4.研修目的 議員の資質向上及び議会の活性化のため
- 5.研修参加者 内村博法議長、山口憲一郎副議長
- 6.所 見 別紙のとおり

## 【 内村議長 】

### 1. 「町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会 中間報告（全国町村議会議長会）」について (山梨学院大学院 江藤教授)

本検討会は、議員への立候補者が激減し、無投票当選が増加するなど、議員のなり手不足が問題となっており、その原因のひとつが低額な議員報酬であると考えられることから、改めて議会・議員活動の実態を検証するとともに、現在の町村議会議員に相応しい議員報酬等のあり方を検討することになり、平成29年4月に全国町村議会議長会に設置されたものである。今回その中間報告が検討委員会の江藤委員長から発表された。特筆すべき内容としては次のとおりである。

(1) 「議員報酬等」には報酬だけでなく議員定数や政務活動費等も検討の対象にしているとのことである。今回の中間報告の発表は報酬が中心であった。

(2) 報酬の算定については①原価（積算）方式②比較方式③収益方式があるが、住民に説明しやすい①の原価（積算）方式がベターと思われる。ただし、この原価方式は議員の活動範囲の明確化など課題があるため、これを改めて整理する必要があるとのことである。

本町においても「長与町議会議員報酬に関する調査特別委員会」で江藤教授の講演を依頼し、実際に全国町村議会議長会が平成53年に取りまとめた「議員報酬のあり方について」の基準に従って、議員活動の実態調査を実施し、調査特別委員会報告書としてまとめた経緯があり、今回の研修は大変参考になった。

なお、本委員会の最終報告は来年3月頃予定。

### 2. 「町村議会のあり方に関する研究会報告書（総務省）」

(山梨学院大学院 江藤教授)

高知県大川村（人口400人、議員定数6人 議員報酬 147,000円/月）の和田村長が議員のなり手不足から村議会を廃止し、有権者が予算などの議案を直接審議する「村総会」の設置検討を表明。これを契機に、総務省は小規模市町村の議員のなり手不足を話し合う有識者研究会を設置し、報告書をまとめた。この報告書について江藤教授より説明あった

#### (1) 報告書の概要（詳細別紙1のとおり）

現行の議会維持の他に、①少数の専門議員で議会をつくり、住民も審議に加わる「集中専門型」とし、議員数を現在より減らし、生活を保障する十分な報酬を支給することを想定 ②別に本業を持つ議員が休日や夜間を中心に議会を開く「多数参画型」とし、兼業・兼職制限を緩和して議員のなり手を増やす一方、報酬を抑えて権限は限定する。の2タイプ新しい議会制度を選ぶことができる。

#### (2) 上記報告書に対する批判

この報告書については各方面から批判が多く寄せられており、全国町村議会議長会も意見書を別紙2の通り提出している状況にある。今後、議論の推移を注視していく必要がある。

3. 「議会の権能の使い道と議会の立ち位置の有効活用～小さな町議会の小さな挑戦～」について  
(長崎県小値賀町議会、議員定数 8 名)

昨年度、町村議会特別表彰を受けた議会で、今回、「議会の権能の使い道と議会の立ち位置の有効活用」のテーマで説明を受けた。小値賀町議会は早稲田大学マニユフェスト研究所の議会改革度評価において、これまで、大変高く評価されている議会で、他自治体からも多くの視察があっている。

同議会は議会改革の方針として①能動的に行動する議会へ②町民と共に歩む議会へ③政策を提言する議会への3つを挙げている。この方針に沿って多岐に亘って取り組んでおられた。主要なものとして①出前議会、議会と語ろう会、あおぞら座談会②議会モニターの設置(現在5人)③子ども議会や中学生議会の開催④模擬公聴会、夜間議会⑤議員報酬特例条例⑥通年議会の導入などである。同町の積極的な議会改革の取り組みは大変参考になった。

4. 「住民に向き合った議会運営と広報紙づくりを実践」について

(福岡県大刀洗町議会)

昨年度、町村議会特別表彰を受けた議会で、今回、「住民に向き合った議会運営と広報紙づくりを実践」のテーマで説明を受けた。大刀洗町は人口約1万5千人で、議員定数12名である。発表内容は本町で実施されている内容とほぼ同様であったが、各種団体との意見交換会は区長会、民生委員、PTA 役員、消防団など積極的に実施されていた。

5. 「議会活性化への取り組み～住民から期待される議会を目指して～」について

(徳島県那賀町議会)

昨年度、町村議会特別表彰を受けた議会で、今回、「議会活性化への取り組み」のテーマで説明を受けた。那賀町は人口約8千人で、議員定数14名である。同町の特筆すべき事項は①通年議会の導入②議会表彰の実施③各種条例の制定などであり、参考になった。

【 山口副議長 】

1. 「町村議会議員の議員報酬等のあり方 中間報告」の論点

山梨学院大学法学部 江藤俊昭氏

- 目的
- ・今日の議会改革・議員活動に適合する新たな報酬等の設定の考え方 ⇒ 議員の報酬と定数は別の論理。
  - ・議員のなり手不足の解消の一つの手法 ⇒ 将来立候補し、議員活動がしやすい条件

### 「町村議会のあり方に関する研究会報告書」

- ・現行を残しつつも議会を「不可分のパッケージ」に押し込む画一性の是非
- ・制度改革にあっては、現場からの提案を重視することの是非

## 2. 「議会の権能の使い道と議会の立ち位置の有効活用」～小さな町議会の小さな挑戦～

長崎県小値賀町議会議長 立石隆教氏

### 議会の3つの基本方針

- 「能動的に行動する議会」形式的 → アクティブな議会へ
- 「住民と共に歩む議会」町民から遠い存在 → 町民参加の議会へ
- 「政策を提言する議会」議案待ち → 議会からも政策提言

#### ① 議員報酬特例条例

限定的に50歳以下 ⇒ 現行の月額18万円 → 30万円  
議員報酬特例条例を今年の定例3月会議において廃止

## 3. 「住民に向き合った議会運営と広報紙づくりを実践」

福岡県大刀洗議会議長 山内 剛氏

- ・議会報告会・・・参加住民の意見をより行政に反映できるよう、報告の時間を大幅に削減し、意見交換の時間を拡大 ⇒ 班別意見交換
- ・各種団体との意見交換会・・・申し込み増加

## 4. 「議会活性化への取り組み ～住民から期待される議会を目指して～」

徳島県那賀町議会議会改革調査特別委員会委員長 柏木 岳氏

- ・議員報酬（若者特例）検討・・・年齢35歳以下であれば、任期中月額30万円とする案 → 報酬等審議会に諮られ、反対意見の答申を受け断念。
- ・議会アドバイザーの設置・・・専門的知識を習得するため
- ・議員派遣等に関する要綱の制定・・・積極的な自己啓発のための研修や先進地調査などを公費で支給

【感想】 議会改革の全国的に進んでいる中で3自治体の取組について、非常に役にたった。今後の議会の活性化のために参考にして、役立てて行きたい。

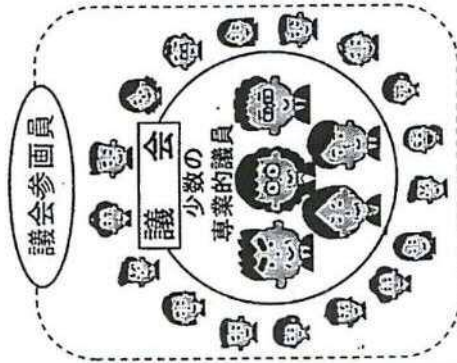
# 町村議会のあり方に関する研究会報告書の概要④

## Ⅲ 持続可能な議会の実現

- 各地方議会においては、主体的な議会改革の取組を積極的に展開していくことが重要
  - 一方で、現行法令の枠内では課題解決に制約があり、町村総会とは異なる制度的解決策を提示する必要
- 現行議会のあり方を維持できることを前提に、「集中専門型」と「多数参画型」という新しい2つの議会のあり方を条例で自由に選択可能とする。 (※ 小規模模市町村においては、①現行議会 ②集中専門型 ③多数参画型の3つの選択肢を持つこととなる)

### ＜集中専門型＞

【イメージ図】



【ポイント】

- ・ 少数の専門的議員による議会構成とし、豊富な活動を想定。生活給を保障する水準の十分な議員報酬を支給する。
- ・ 女性や若者など、多様な民意を反映させるとともに、住民が議会活動に関わる経験を得られる仕組みとして、(裁判員と同様)有権者からくじその他の作爲が加わらない方法で選ばれる「議会参画員」制度(※)を設ける。
- ・ 勤労者の立候補に係る休暇の取得等を理由とした使用者による不利益取扱いを禁止する。
- ・ 公務員は、立候補によって職を失うこととなるため、公務員が立候補により退職した場合の復職制度を設ける。

(※)議会参画員イメージ

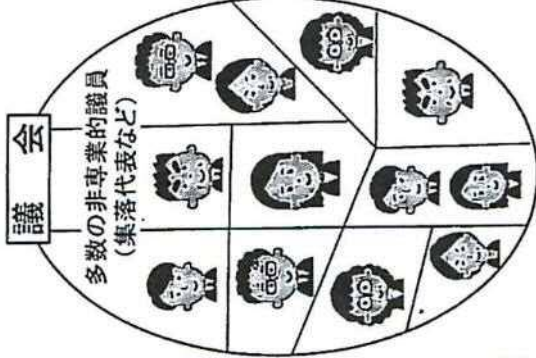
【役割】 条例、予算その他の重要な議案について議員とともに議論(議決権なし)

【費用弁償】 職務を行う日ごとに費用弁償を支給

【選任手続等】 くじその他の作爲が加わらない方法で選定、一定の辞退要件などを設定

### ＜多数参画型＞

【イメージ図】



【ポイント】

- ・ 多数の非専門的議員による議会構成とし、夜間・休日を中心とする議会運営を行う。
- ・ 契約の締結などを議決事件から除外することなどによって、議員の仕事量・負担を軽減し、それに見合った副収入的水準の議員報酬を支給する。
- ・ 上記の議決事件の除外とあわせ、議員の請負禁止を緩和するとともに、他の地方公共団体の常勤の職員との兼職を可能とする。
- ・ 勤労者の立候補及び議員活動に係る休暇の取得等を理由とした使用者による不利益取扱いを禁止する。
- ・ 各市町村の集落や小学校校区を単位とした選挙区を設けて選出する。

## Ⅳ 具体化に向けて

- 各市町村において「集中専門型」又は「多数参画型」を選択するに際しては、十分に住民の意見を聴いた上で判断する必要
- 2つの議会像を制度上実現可能とする場合には、より拡張性のある制度設計も視野に入れつつ、今後、現場も含めた各方面の声を聞きながら、二一ズを踏まえて具体化を図ることが適当

## 町村議会のあり方に関する研究会報告書に対する意見

平成 30 年 3 月 26 日  
全国町村議会議長会

## 1 研究会設置趣旨の「町村総会のより弾力的運用」について研究すべきである。

研究会では、議員のなり手不足を念頭において、「幅広い人材の確保、町村総会のより弾力的な運用方策の有無その他の議会のあり方に係る事項など」が検討されることになっている（設置趣旨）。高知県大川村など町村総会について研究しようとしている自治体があるにもかかわらず「町村総会のより弾力的な運用」についてはほとんど議論されていない。町村総会は問題があるものの、まずもって、現行制度の可能性を探るべきである。

## 2 現場からの声、自主的な取り組みを重視すべきである。

議会のあり方は、実際の地方議会におけるこれまでの自主的な取り組みにおける課題を踏まえた制度改革を行うことがまずもって重要である。

北海道浦幌町議会など議員のなり手不足の解消を真摯に考えている議会からの提言、要望（兼業禁止規定の緩和、補欠選挙の改正、公営選挙の拡大、手当の拡充、休暇・休職・復職制度など）を優先的に検討し、実現することをまずもって考えるべきである。

## 3 議会制度を検討する場合に、町村のみを対象とすること、及び人口によって差を設けることに反対する。

議会制度は、地方議会全体で議論すべき事柄である。例えば、身分規制（兼職、兼業）を緩和することについては、これまでも議論されてきているが、町村に限ったことではない。地方議会全体の課題として議論すべきである。

また、議会制度を小規模地方議会の能力論と結びつけて議論することなどはすべきではない。それは、議会改革に熱心に取り組んできた地方議会を否定することになる。

通常、地方議会が行っている権限（事務）の一部を行わない地方議会の類型を人口等の基準で作ることは、権限（事務）配分の特例を設けることになり、その事務処理のために配分されてきた地方交付税の額の算定にも影響を及ぼすことになる。これは、小規模地方議会の誇り高い自治を狭めることになり、容認できない。

## 4 議会制度の制度設計において、パッケージで類型化した制度を考えることに反対する。

地方議会を取り巻く環境は、それぞれの地域によって異なるものであり、類型化できるものではない。類型化することは、地域の実情にあった地方議会のあり方を昨今の議会改革で模索してきた多くの地方議会の取り組みに水をさすことになる。

パッケージ論は、地方議会に対する「義務付け・枠付け」にほかならず、これまで政府が取り組んできた地方分権改革に逆行するものである。

地方議会の制度の改善は、パッケージではなく、個別事項ごとに検討したうえで、個別に自治体自身が選択できる選択肢を増やす形で導入すべきである。

そもそもパッケージは、その内容をなす項目が密接に連動して初めて検討に値するものであるが、例えば、「兼業禁止」と「契約案件の議決」はリンクしているように主張する向きもあるが、決してリンクして考えるべきものではない。そもそも兼業禁止の廃止ではなく、兼業禁止の緩和を検討すべきである。また、当該契約案件の議決において兼業議員の除斥など、他の方策によって解決することが可能であり、リンクして考えることは不適切である。また、契約、財産の取得・処分に関する議決は、首長との緊張関係には不可欠である。

パッケージ論は、住民自治の侵害であり、特に、議会という住民自治の根幹をなす制度について導入することは認められない。

## 5 議会の権限を低下させる制度改革（議決事件の限定など）に反対する。

二元代表制の下では、首長と議会の力関係のバランスが取れていなければならない。現在、首長が相対的に議会よりも強いと一般的に理解されている中で、議会の権限を低下させる制度改革（議決事件の限定など）に反対する。これまで、議会権限の拡充強化に取り組んできたところであり、それに逆行するものである。

議決事件の限定を行うことは、その限定する対象が、契約締結等の議決事件に関するものであれば、本来、純粋二元代表制を目指す自治体基本構造を創出するかどうか議論されるべきであり、これは自治体全体に関わる問題である。その検討に当たっては、議会権限が縮小するのであるから、首長権限の制約をどのように行うか（専決処分の廃止等）が議論されなければ、首長と議会とのバランスを失し、二元代表制が形骸化することになる。首長独裁とならない仕組みを検討することが不可欠である。